

質問票に対する回答

⑩ 職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)

	質問要旨	回答要旨
1	・特別区の設置に伴い、職員数の削減は行わないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の職員数は、それぞれの特別区で住民に身近な事務を実施できるよう、現行職員より増員し、必要な体制を整えます。 ・そのため、特別区の設置に伴い、330人の増員が必要となりますが、そのうち、120人については大阪市から大阪府への広域的な事務の一元化による効率化により確保(増員によって対応しない)し、残りの210人について、採用の増が必要になると見込んでいます。 ・一方で、技能労務職の退職については採用による補充をしないこととしているため、職員数の削減が見込まれます。 ・その結果、特別区設置時点では、職員数は増加しますが、将来的には減少を見込んでいます。
2	・特別区の設置に伴い、職員数が増えるのはなぜでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の職員数は、それぞれの特別区で住民に身近な事務を実施できるよう、現行職員より増員し、必要な体制を整えます。 ・特別区制度(案)では、特別区は中核市並みの権限を基本に住民に身近な事務を行うこととしていることから、近隣中核市6市の人口10万人あたりの職員数に各特別区の人口規模を反映した職員数をベースとしています。 ・その上で、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)に応じた職員数を加算などすることで、それぞれの特別区において担う事務に見合った体制を整えます。 ・その結果、特別区の設置に伴い210人の採用の増が必要になると見込んでいます。 ・一方で、技能労務職の退職については採用による補充をしないこととしているため、職員数の削減が見込まれます。 ・その結果、特別区設置時点では、職員数は増加しますが、将来的には減少を見込んでいます。
3	・増加する職員数はどういった部署に割り当てられるのでしょうか。	<p>特別区の職員数は、それぞれの特別区で住民に身近な事務を実施できるよう、現行職員より増員し、必要な体制を整えます。</p> <p>特別区制度(案)では、特別区は中核市並みの権限を基本に住民に身近な事務を行うこととしていることから、近隣中核市6市の人口10万人あたりの職員数に各特別区の人口規模を反映した職員数をベースとしています。</p> <p>その上で、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)に応じた職員数を加算などすることで、それぞれの特別区において担う事務に見合った体制を整えます。</p> <p>その結果、特別区の設置に伴い210人の採用の増が必要になると見込んでおり、具体の配置については、設置準備期間中に検討します。</p>

	質問要旨	回答要旨
4	・特別区の設置に伴って、人件費は増えるのでしょうか。	・特別区設置に伴う採用の増(210人)などによる人件費の増加がある一方で、技能労務職の退職については採用による補充をしないことによる人件費の減少を見込んでいます。上記の結果、財政シミュレーションにおける人件費(組織体制の影響額)は、特別区設置時点では増加、将来的には減少を見込んでいます。
5	・現在の職員がそのまま特別区や大阪府へ移管されるのでしょうか。	・基本的には、事務の分担に応じて、現在の職員を特別区または大阪府のいずれかに移管します。
6	・広域一元化後の大阪府の組織はどのようになるのでしょうか。	・大阪府においては、大阪全体のさらなる成長や安全・安心の確保をめざし、都市として持続的に大きな発展を遂げるための司令塔機能を担うとともに、広域機能一元化の効果を最大限発揮できる組織体制を整えます。特別区制度(案)では、大阪府の組織として、大阪が有する資源をフル活用した都市魅力の強化を担う「都市魅力文化局」、大阪の発展を支える都市機能の向上を担う「都市計画局」、消防力の強化を担う「消防庁」などの部局を新設するなど、現在の14部局等から21部局となる体制をお示ししています。
7	・特別区になった場合、技術やノウハウの低下によるサービスの低下は大丈夫なのでしょうか。	・特別区や大阪府への事務の引継ぎについては、設置準備期間中に、4つの特別区や大阪府への移管を想定した組織体制の試行(職員の仮配置・事務の引継ぎ)や調整を行うこととしています。基本的に、その時点で移管される事務に従事している職員を移管することを想定しており、現在事務を実施している大阪市の専門性やノウハウを適切に継承し、必要な体制を整えることとしています。
8	防潮堤などの津波や高潮に対する施設の整備はどうなるのでしょうか。	防潮堤の整備などの津波や高潮対策は、大阪全体の安全・安心に関わるものであるため、大阪府が担うことになり、必要な職員と財源を配置、配分します。
9	・大阪府と特別区でW杯イベント誘致などを実施する部署が「大阪府」に設置されるのでしょうか。	・スポーツ関係のイベント誘致などの事業は、大阪府に新たに設置される「都市魅力文化局」で実施することとしています。
10	・特別区長の臨時代行者は誰になるのでしょうか。	・特別区長の臨時代行者については、各特別区ごとに規則等で定めることとなりますが、現在の大阪府に準じて定めた場合、特別区長に事故があるとき又は特別区長が欠けたときは、副区長が区長の職務を代理し、副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、区長が事前に定めている他の職員が副区長に代わって処理します。

	質問要旨	回答要旨
11	各特別区の想定職員数は何人ですか。	<p>各特別区の職員は次のとおりです。 ※ごみ収集業務、保育所、学校園などの経営形態見直し部門等の職員を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川区 約2,400人 ・北区 約2,800人 ・中央区 約3,100人 ・天王寺区 約2,600人
12	大阪市から大阪府への移管職員数、大阪府から特別区への移管職員数は何人ですか。(それぞれ部局毎の人数も教えてください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市から大阪府へ移管される職員数は、約19,500人と見込んでいます。 ・大阪府から特別区へ移管される職員数は、10人と見込んでいます。 ・特別区設置までの情勢の変化などを勘案した具体の職員配置については設置準備期間中に検討することとしており、各部局からの移管人数もそれに基づき決定することとしています。
13	・特別区職員数を見込む際に参考にした近隣中核市になぜ姫路市が入っていないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪都市圏にあり、人口規模や人口密度が高い近隣中核市を参考としています。
14	・特別区長の給与はどのようになるのでしょうか。(区により差が発生するのか。現大阪市長と比較したらどうなのか。)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区長の給与は、設置準備期間中に検討することとしています。 ・特別区設置時点においては、区により差が発生することは想定しておりません。特別区設置後につきましては、各特別区で検討されることとなります。 <p>(参考) 大阪市長の年収額 約1,700万円(カット(減額)後の年収。大阪市ホームページ公表資料「大阪市特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日時点)」より)</p>
15	・特別区が設置された場合、知事の給与はどのようになるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置に伴う知事の給与については、現在検討しておらず、現時点では変更の予定はありません。
16	各区に設置される保健所及び教育委員会の増える職員をどのように確保するのでしょうか。(採用する場合の人員費を見込んでいるのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区や大阪府への事務の引継ぎについては、設置準備期間中に、4つの特別区や大阪府への移管を想定した組織体制の試行(職員の仮配置・業務の引継ぎ)や調整を行うこととしています。 ・基本的に、その時点で移管される事務に従事している職員を移管することを想定しており、現在事務を実施している大阪市の専門性やノウハウを適切に継承し、必要な体制を整えることとしています。 ・特別区設置に伴い210人の採用の増が必要になると見込んでおり、設置準備期間中に計画的に採用することとしています。 ・特別区設置に伴う採用増などによる人員費の増加は、財政シミュレーションにおいて組織体制影響額として見込んでいます。
17	・特別区の職員や教員の採用は、各特別区で行うのでしょうか。 ・特別区の職員の採用に関して、区毎のアンバランスが発生しないように何か対策はしないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、特別区の職員や教員の採用は各特別区で実施することとしています。必要に応じて各特別区間で連携することも検討します。

	質問要旨	回答要旨
18	・設置準備期間中の準備に必要な職員をどのように確保するのでしょうか。	・特別区設置に伴い設置準備期間中に計画的に採用することとしている210名の職員を活用するなど、市長のマネジメントのもと、円滑に特別区設置が行えるよう体制を整えることとしています。
19	・特別区の職員の人事交流はどのようになるのでしょうか。	・特別区間などの人事交流については、職員育成などの観点から設置準備期間中に検討します。
20	・特別区の職員の人材育成はどうなるのでしょうか。	・特別区には、住民ニーズに沿った行政サービスを提供するための専門性、政策立案能力や業務遂行能力などが必要となります。人材育成に関しては、各特別区長が地域の特色や将来像などを踏まえた人材育成に関する基本方針を策定し、その方針に従って、各特別区長のマネジメントのもと職員の育成を進めていきます。
21	・各特別区の教育委員会事務局で、よりきめ細やかな対応ができる組織や人員の配置となるのでしょうか。	・各特別区にそれぞれ教育委員会が設置されることとなり、これまで以上に学校現場に近いところで、各特別区の実情に即した教育方針等にかかる意思決定ができると考えています。 ・特別区への事務の引継ぎについては、設置準備期間中に、4つの特別区への移管を想定した組織体制の試行や調整を行うこととしています。 基本的に、その時点で移管される事務に従事している職員を移管することを想定しており、現在事務を実施している大阪市の専門性やノウハウを適切に継承し、必要な体制を整えることとしています。
22	・特別区の設置に伴い、大阪市の職員はどうなるのでしょうか。	・大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引継ぐこととしています。 ・また、職員の給与その他身分取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区設置直前の大阪市の制度を適用することとなります。特別区の設置に伴い、異なる給与制度を適用することとなる職員については、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、対応することとしています。
23	・大阪府、特別区、一部事務組合それぞれに移管される大阪市の職員はどのような職務理念で働くことになるのでしょうか。	・多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応しながら、よりよい行政サービスを提供していくという自治体職員に求められることは大阪市職員と変わりませんが、対象が、大阪府に移管される場合は府民、特別区・一部事務組合に移管される場合は特別区民となります。
24	・特別区の職員の職務規範はどうなるのでしょうか。	・地方公務員法第32条で「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定められており、それは特別区職員となっても変わりません。 ・また、特別区に移管される職員の給与その他の身分取扱いについては、特別区設置直前の大阪市の制度を適用することとなります。

	質問要旨	回答要旨
25	・特別区になった場合の府職員、市職員の身分はどのようなのでしょうか。	・大阪市職員の給与その他身分取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区設置直前の大阪市の制度を適用することとなります。特別区の設置に伴い、異なる給与制度を適用することとなる職員については、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、対応することとしています。
26	・特別区が設置された場合、大阪市の職員の給料はどのようなのでしょうか。	・職員の給与その他の身分取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区設置直前の大阪市の制度を適用することとなります。特別区の設置に伴い、異なる給与制度を適用することとなる職員については、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、対応することとしています。
27	・特別区の教員の人事異動はどのようなのでしょうか。	・特別区の人事異動については、原則、各特別区内での異動になります。
28	・特別区の教員の異動ルールはどのようなのでしょうか。	・特別区設置時点では設置直前の大阪市教育委員会の異動ルールが適用されますが、特別区設置後の特別区の教員の異動ルールは、各特別区の教育委員会で検討されます。
29	・特別区になった場合、教員の給与制度はどのようなのでしょうか。	・特別区の教員の給与の支給については、特別区が支給する教員と大阪府が支給する教員とに分かれます。そのため、大阪府が給与を支給する職員は大阪府の制度を適用し、特別区が給与を支給する職員は特別区設置直前の大阪市の制度を適用することとしています。特別区の設置に伴い、異なる給与制度を適用することとなる職員については、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、対応することとしています。
30	・教員の管理職登用制度はどう変わるのでしょうか。	・教員の管理職登用制度の詳細については、設置準備期間中に検討します。
31	・特別区になった場合、どの区の教職員となるのかをどのように決定するのでしょうか。	・設置準備期間中に、教職員に対して意向調査を実施します。移管先の決定については、この意向調査だけでなく、業務の継続性や年齢構成などから大阪市教育委員会が総合的に判断します。
32	・機能統合などにより配置・職種転換が求められるのでしょうか。	・基本的に、事務の分担に応じて、特別区設置直前に移管される事務に従事している職員を特別区または大阪府のいずれかに移管することとしています。
33	・余剰人員整理や退職勧奨は想定されているのでしょうか。	・特別区設置に伴い、210人の採用の増が必要と見込んでおり、人員整理や退職勧奨は想定していません。